新発田市新庁舎建設構想等策定委員会　議案

平成 23 年 9 月 13 日

議案(1) 新庁舎建設位置の決定について

新庁舎建設位置を「地域交流センター駐車場」と決定したので報告する

参考資料

平成２３年市議会８月臨時会　提案理由説明（抜粋）

・・・　資料－１

資料－１

平成２３年市議会８月臨時会　提案理由説明（抜粋）

平成23年8月19日

（省略）

これまで、新庁舎の建設位置につきましては、市民の代表から成る新発田市新庁舎建設構想等策定委員会での議論をいただき、また、全世帯アンケートを実施するなど、市民の皆様の様々なお考えを聞いてきたところであります。

議会におかれましても、時間のない中、本年６月定例会以降継続審議としていただき、総務常任委員会、会派正副会長会議などでご審議をいただいたことに、感謝申し上げるところであります。

そして、5日に、正副議長から総務常任委員会の協議を経た後、会派正副会長会議での話し合った結果をお知らせいただきました。

そのことから、私も、新発田市新庁舎建設構想等策定委員会の検討結果と市民アンケートの結果に加え議会の皆様方の議論の積み重ねを十二分に踏まえ、また、庁議メンバーとも意見交換を行い、熟慮に熟慮を重ね検討をさせていただきました。

その検討の中では、総務常任委員会でも改めて議論が交わされたという、「現庁舎・図書館敷地での市道廃止をした一棟建」や、「図書館側敷地での一棟建」、「中央高校グラウンド跡地で更に民地を買収しての建設」など、様々な可能性について、私も、それらが本当に実現性があるのか、再度の検討を事務方に指示をするなど、慎重に検討を重ねてまいりました。

候補地「現庁舎・図書館敷地」は、昭和１６年に前の庁舎が建

設されて以来、７０年もの間、行政の中心となっているところで、市民文化会館、蕗谷虹児記念館、市立図書館に囲まれた、全国的レベルでも評価の高い美しい空間と相まって、大変魅力的な立地であると言えます。このことから、新庁舎を建設する場合には、この場所が望ましいと考える方も多いのではないかと思います。

一方、「中央高校グラウンド跡地」で新庁舎を建設する場合には、中心市街地の大規模な未利用地を解消することにもつながり、また、その整形な敷地の形状から、建物の建設にあたっては、自由度の高い設計が期待できます。

また、「地域交流センター駐車場」では、中心市街地の真ん中で、交通の結節点という立地から、路線バスや市街地循環バスの公共交通機関の利用を含め、どこからも来易く、サービス業や金融機関も近く、高い利便性が期待できます。

このような、それぞれの候補地が持つメリット、可能性などを考えた時、いずれも捨てがたい魅力を持っており、私にとっても、その中から候補地を一つに絞り込むことは、まさに苦渋の選択でありました。

さらに、候補地を一つに絞り込む私には大きな制約が課せられていました。

それは、この新庁舎建設事業の大前提は、財源上、合併特例債を活用するため、平成２７年度までに事業を完了しなければならないということであります。そして、そのためには、今年中に用地を確定しなければならないということであります。この時間的制約の中では、代替道路の整備をふくめた市民合意をもって、市

役所と図書館の間を通る市道を廃止することや、これまでも交渉困難であった地権者の方と用地交渉を開始するなどというリスクが高い選択肢は、外さざるをえないと判断したところであります。

そして、私のもう一つの大きな判断基準が、まちづくりであります。

これまで、市では、都市マスタープランでは都市の骨格や土地利用の方針、中心市街地活性化基本計画ではセンターリングを中心とした活性化の方針を定めて、まちづくりに積極的に取り組んでまいりました。

既に、表明したとおり、私は「まちづくり実行プラン」を掲げていますが、基本的な部分では片山前市長の「まちづくり」を継承していきたいと考えております。こうした観点から、中心市街地活性化基本計画に示している「公共施設ゾーン」から離れ、都市マスタープランにおいて、良好な環境を維持するべきと規定した住宅地域に、行政自ら市庁舎を建設することが、これまでの、またこれからのまちづくりに本当につながるのかを考えなければなりません。

また、景観について、いち早くその価値に気付き、景観条例を策定し、市民すべてが協働し、より良い景観形成を推進することを標榜している新発田市が、市民文化会館、蕗谷虹児記念館、市立図書館に囲まれた、素晴らしいと評される公共空間に市庁舎を建設することには、大きなためらいがあります。

結局、私の中でも最後は、「現庁舎・図書館敷地の二棟建」か

「地域交流センター駐車場」しか残りませんでした。

議会では、「現在地から動く理由が無い」とのご意見もあったようですが、私は、熟慮の結果、最終的に、二棟建であることから共用スペースや設備など無駄が生じることや、使い勝手が悪いと思われる「現庁舎・図書館敷地の二棟建」より、「地域交流センター駐車場」の持つ中心市街地の真ん中であるというポテンシャルの高さに着目し、新たな庁舎がまちづくりの一翼を担える、その可能性に賭けたいと思い、「地域交流センター駐車場」を選択いたしました。

私は、かねてから、新庁舎の建設はまちづくりの大きな事業であると申してまいりました。そして私は、駅前と中心、そしてお城という大きなポイントを、有機的につなぎ、中心市街地を活性化させたいと考えています。

新発田の市街地を顔に例えれば、かなりの面長で、動線が弱いと思います。これまでも「歴史のみち」、「健康・医療・福祉ロード」など設定をしてきましたが、ポイント、ランドマークがないために機能を発揮できず、観光客の誘客にも弱いと感じております。このため、顔で言えば口に当たる新発田駅前には、ミニ図書館機能と観光案内機能を持ったインフォメーション施設、鼻という顔の中心部に当たる地域交流センター周辺にはさらに人の集まる公共施設、そして目に当たるお城や病院跡地を中心に文化、観光のゾーンを形成し、それぞれのポイントにランドマークを配することによって、動線として機能させたいと考えております。これらにより、駅、諏訪神社、清水園、寺町からお城へと続く歴

史のみちもつながるとともに、さらには新発田川沿いの水辺空間を再整備することにより、多面的な活用には可能性も広がり、いろいろな人の流れもイメージできるようになるのではないか、そして新発田市のにぎわい創出に大きくつながるのではないかと考えております。

「現庁舎・図書館敷地」は、今とそう変わらない場所ということで「馴染み」から来る「収まりの良さ」はあるでしょう。しかし、私は、それより市役所自らが中心市街地の真ん中に進出し、活性化に取り組むことによる可能性に賭けたいと思います。

確かに課題はありますが、駐車場対策、渋滞対策、災害時対応などは、克服可能な課題だと思っています。また、こうした課題解決が結果として、中心市街地の活性化に直結すると考えたところであります。

中心市街地の活性化はまさに行政の命題であります。そう考えたとき、市役所が奥まっているときではなく、まちづくりの先頭に立つべきであると判断をいたしました。中心市街地の活性化をあきらめてはいけないのです。歩みを止めてはいけないのです。

議員各位におかれましても、どうか、新しい位置の新庁舎からのまちづくりに、ご理解を賜りたいと考えております。

（省略）

新発田市新庁舎建設構想等策定委員会　議案

平成 23 年 9 月 13 日

議案(2) 基本計画の策定について

① 基本計画の項目

次の項目のとおり、基本計画の策定を進めたい

序章　基本計画策定の経過
　１.これまでの経過
　２.基本計画の位置付け
　３.基本構想の概要

第Ⅰ章　新庁舎の位置
　１.候補地の選定方法
　２.新庁舎建設に関する全世帯アンケート
　３.新庁舎建設構想等策定委員会での検討結果
　４.市議会での検討結果
　５.建設位置の決定

第Ⅱ章　庁舎整備の方針
　１.施設整備の考え方
　２.具体的な機能

第Ⅲ章　新庁舎の規模
　１.新庁舎の規模の基本的な考え方
　２.将来推計
　３.延床面積の算定

新発田市新庁舎建設構想等策定委員会　議案

平成 23 年 9 月 13 日

第Ⅳ章　事業計画

１.概算事業費

２.財源の概要

３.事業スケジュール

第Ⅴ章　新庁舎建設における課題

１.新庁舎建設における課題

資料編

１.用語説明

２.新庁舎建設構想等策定委員会設置要綱

３.新庁舎建設構想等策定委員会委員名簿

４.新庁舎建設にかかる全世帯アンケート

５.新庁舎建設にかかる全世帯アンケート集計結果

検討資料

基本計画の項目構成（目次）　・・・　資料－２

資料－２

新発田市新庁舎建設基本計画の項目構成（目次）

序章　基本計画策定の経緯

１.これまでの経緯

２.基本計画の位置付け

３.基本構想の概要

⑴新庁舎の基本方針

⑵新庁舎に求められる機能

第Ⅰ章　新庁舎の位置

１.候補地の選定方法

⑴第一次候補地選定基準

⑵第一次候補地

⑶アンケートの候補地

２.新庁舎建設に関する全世帯アンケート

⑴アンケート調査の概要

⑵アンケート調査の集計と結果

３.新庁舎建設構想等策定委員会での検討結果

４.市議会での検討結果

５.建設位置の決定

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

１.施設整備の考え方

⑴ユニバーサルデザイン

⑵経済性・効率性

⑶環境との共生、周辺との調和

２.具体的な機能

⑴窓口機能等

⑵事務室機能

⑶議会機能

⑷駐車場・駐輪場

⑸防災拠点機能

⑹市民機能

第Ⅲ章　新庁舎の規模
１.新庁舎の規模の基本的な考え方
２.将来推計
⑴計画人口
⑵新庁舎に配置する組織と職員数
⑶議員数
３.延床面積の算定
⑴国土交通省基準による面積算定
⑵先進事例による面積算定
⑶新庁舎の延床面積
第Ⅳ章　事業計画
１.概算事業費
⑴本体工事費の建設単価
⑵全体事業費
２.財源の概要
３.事業スケジュール

第Ⅴ章　新庁舎建設における課題
１.新庁舎建設における課題

資料編
１.用語説明
２.新庁舎建設構想等策定委員会設置要綱
３.新庁舎建設構想等策定委員会委員名簿
４.新庁舎建設にかかる全世帯アンケート
５.新庁舎建設にかかる全世帯アンケート集計結果

新発田市新庁舎建設構想等策定委員会　議案

平成 23 年 9 月 13 日

議案(2) 基本計画の策定について

② スケジュール

次のスケジュールのとおり、基本計画の策定を進めたい。

協議	１０月
市長への報告	１０月下旬～１１月上旬

検討資料

基本計画策定スケジュール　・・・　資料－３

市庁舎建設概要スケジュール

資料3

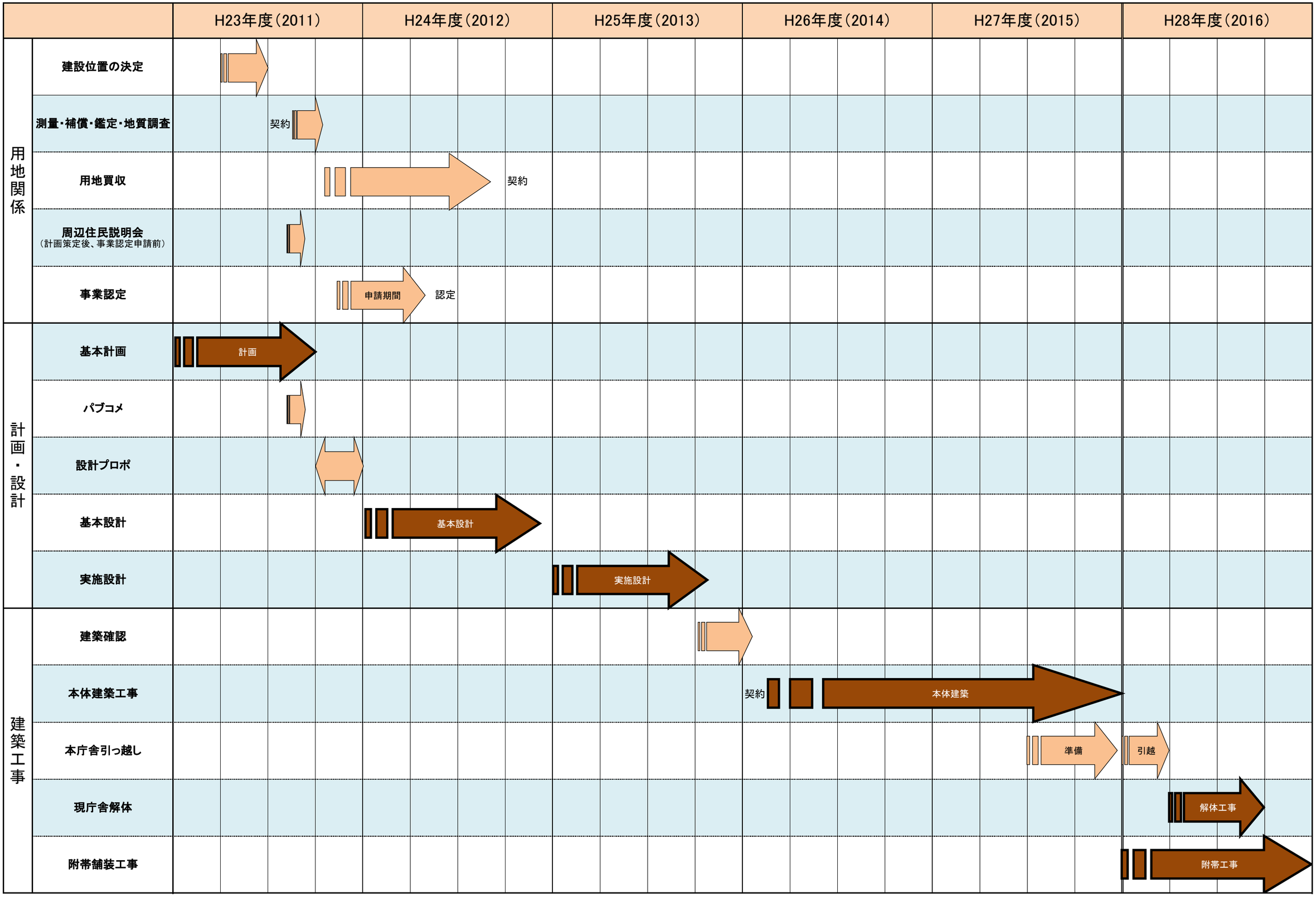

新発田市新庁舎建設構想等策定委員会　議案

平成 23 年 9 月 13 日

議案(2) 基本計画の策定について

③ 策定手法

基本計画検討表により、基本計画の策定を進めたい

検討資料

基本計画確認・協議項目一覧表・・・　資料－４

基本計画検討表　　・・・　資料－５

資料4

基本計画確認･協議項目一覧表

基本計画項目			確認項目	協議項目	備考
序章　基本計画策定の経緯					
	1．これまでの経緯		○		
	2．基本計画の位置付け		○		
	3．基本構想の概要		○		
		(1)新庁舎の基本方針	○		
		(2)新庁舎に求められる機能	○		
第Ⅰ章　新庁舎の位置					
	1．候補地の選定		○		
		(1)第一次候補地選定基準	○		
		(2)第一次候補地	○		
		(3)アンケートの候補地	○		
	2．新庁舎建設に関する全世帯アンケート		○		
		(1)アンケート調査の概要	○		
		(2)アンケート調査の集計と結果	○		
	3．新庁舎建設構想等策定委員会での検討結果		○		
	4．市議会での検討結果		○		
	5．建設位置の決定		○		
第Ⅱ章　庁舎整備の方針					
	1．施設整備の考え方		○		
		(1)ユニバーサルデザイン	○		
		(2)経済性･効率性	○		
		(3)環境との共生、周辺との調和	○	▲	協議項目1：景観に配慮した外観について
	2．具体的な機能		○		
		(1)窓口機能等	○		
		(2)事務室機能	○	▲	協議項目2：福利厚生（コンビニ･レストランの設置）について
		(3)議会機能	○		
		(4)駐車場･駐輪場		▲	協議項目3：来庁者駐車場について
		(5)防災拠点機能	○		
		(6)市民機能		●	協議項目4：市民機能について
第Ⅲ章　新庁舎の規模					
	1．新庁舎の規模の基本的な考え方			●	協議項目5：規模についての考え方について
	2．将来推計			●	協議項目6：将来推計について
		(1)計画人口		●	
		(2)新庁舎に配置する組織と職員数		●	
		(3)議員数		●	
	3．延床面積の算定			●	協議項目7：延面積の算定について
		(1)国土交通省基準による面積算定		●	
		(2)先進地事例による面積算定		●	
		(3)新庁舎の延床面積		●	
第Ⅳ章　事業計画					
	1．概算工事費		○		
		(1)本体工事費の建設単価	○		
		(2)全体工事費	○		
	2．財源の概要		○		
	3．事業スケジュール		○		
第Ⅴ章　新庁舎における課題					
	1．新庁舎建設における課題		○		

○：内容について、事前に確認していただく項目です。
●：内容について、策定委員会の会議で協議いただく項目です。
▲：内容の一部について、策定委員会の会議で協議いただく項目です。

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

資料5

○章　○○○○○

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
		⇨ 協議項目○ 「○○○○」

新発田市新庁舎建設構想等策定委員会　議案

平成 23 年 9 月 13 日

議案(3)　基本計画（案）について

次のとおり、確認及び協議をいただきたい

序章　基本計画策定の経過
第Ⅰ章　新庁舎の位置
第Ⅱ章　庁舎整備の方針
　協議項目１　　１．⑶環境との共生、周辺との調和
　協議項目２　　２．⑵事務室機能
　協議項目３　　２．⑷駐車場・駐輪場
　協議項目４　　２．⑹市民機能
第Ⅲ章　新庁舎の規模
　協議項目５　　１.新庁舎の規模の基本的な考え方
　協議項目６　　２.将来推計
　協議項目７　　３.延床面積の算定
第Ⅳ章　事業計画
第Ⅴ章　新庁舎建設における課題

検討資料
　基本計画検討表　・・・　資料－６
　基本計画掲載参考資料（案）　・・・　資料－７

資料６

新発田市新庁舎建設
基本計画検討表

新発田市新庁舎建設構想等策定委員会

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

序章　基本計画策定の経緯

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
序章　基本計画策定の経緯 １．これまでの経過 ・これまでの経緯を簡単にまとめて記載します。 ２．基本計画の位置付け ・基本構想と同様に全体の流れと基本計画の位置付けを示します。	序章　基本計画策定の経緯 １．これまでの経過 当市の現庁舎は、前庁舎の焼失により昭和41年に急きょ建設され、老朽化が進んでいます。また、耐震性や狭あい化、バリアフリーへの対応などの課題も生じている状況となっており、新庁舎の早期の建設が望まれています。 新庁舎の建設にあたっては、過去に市議会や庁内において幾度かの検討を重ねてきましたが、経済情勢の不安からその後の建設に至りませんでした。しかし、阪神淡路大震災、中越大震災、中越沖地震などの大災害により耐震性の課題が注目されたこともあり、平成21年に職員をメンバーとする「市庁舎建設庁内検討会」による検討や市議会特別委員会による検討が行われました。 また、平成22年4月には、公募市民を含めた新庁舎建設構想等策定委員会が設置され、新庁舎建設に向けた本格的な検討が行われました。平成22年11月には、同策定委員会が検討結果として「新発田市新庁舎建設基本構想（案）」を市長へ提出しました。 ２．基本計画の位置付け 「新発田市新庁舎建設基本構想」をベースとして策定される「新発田市新庁舎建設基本計画」は、基本構想で示された基本方針や必要な機能を具現化していくために、必要な庁舎の規模及び建設位置を示すとともに、実際の設計に反映させるために必要な要件を具体的に示すものです。 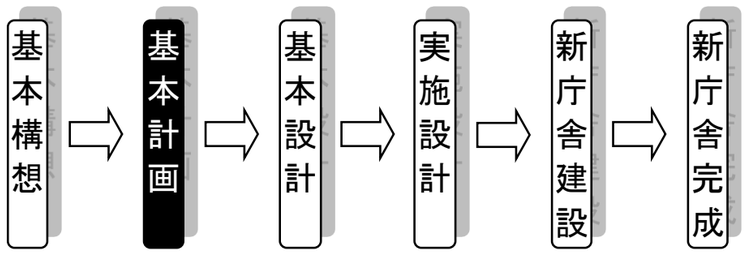 	

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

序章　基本計画策定の経緯

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
３．基本構想の概要 ・基本構想の概要を説明します。 ⑴新庁舎の基本方針 ・基本構想の基本方針を表及び図で示します。	３．基本構想の概要 新発田市新庁舎建設基本構想では、現庁舎の問題点、新庁舎の必要性と期限、新庁舎の基本方針及び新庁舎に求められる機能についてまとめられています。その中の新庁舎の基本方針及び求められる機能は、以下のとおりとなっています。 ⑴新庁舎の基本方針	

新庁舎の建設にあたっては、当市の風土に培われた気質を表し、継承していくために、「やさしさと質実剛健さを兼ね備えた機能的な庁舎」を基本コンセプトとして進めることとする。

市民の安心・安全な暮らしを支える拠点となる庁舎	市民の安心・安全な暮らしを支えるため、防災や災害復旧・復興の拠点としての役割を十分に果たせる庁舎とする。そのため、災害時にも庁舎機能を維持できるように、高い耐震性を持つ構造にするとともに、ライフラインが途絶えた場合のバックアップ機能を整備する。
人にやさしい庁舎	年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい、ユニバーサルデザインの理念を目指した庁舎とする。
環境と共生し、周辺と調和した庁舎	環境への負荷を低減するため、自然エネルギーや省エネルギー技術などを導入し、環境との共生を図る庁舎とする。また、城下町の景観に配慮した外観や形態を備えた庁舎とする。
市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎	来庁者の利便性を高めるため、利用頻度の高い窓口などを低層階部分に集約するとともに、ワンストップサービスや、十分な来庁者用駐車場の確保など、市民サービスの向上を図る庁舎とする。また、事務効率を高めるため、十分な会議スペースの確保や福利厚生施設などの設置など、職員が働きやすい執務環境を備えた庁舎とする。
市民協働の拠点となる庁舎	協働によるまちづくりを一層推進していくため、サポート機能を備えた市民協働の拠点となる庁舎とする。
将来の行政需要の変化にも柔軟に対応できる庁舎	少子高齢化に伴う人口減少、市民の価値観の多様化、世界的な環境の変化などに加え、本格的な地域主権の時代を迎え、行政需要が大きく変化している。これらの変化にも柔軟な対応がとれる庁舎とする。
無駄を省いた経済的な庁舎	周辺の公共施設を勘案し、同じような機能が重複しない無駄を省いたコンパクトな庁舎とすることに加え、施設の維持管理経費や最終的な解体・廃棄までに必要な全体経費を軽減できる、経済効率性の高い長寿命型の庁舎とする。

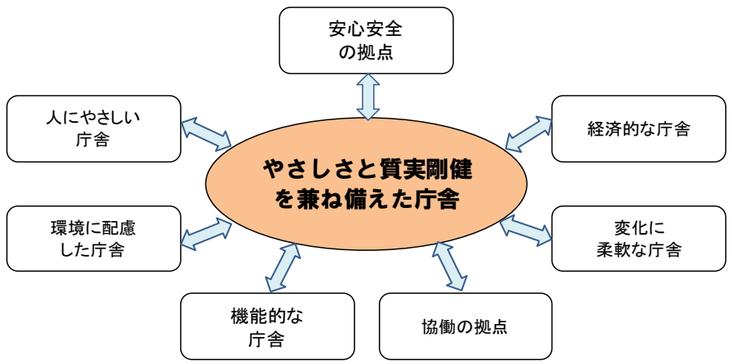

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

序章　基本計画策定の経緯

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑵新庁舎に求められる機能 ・基本構想の各機能を表で示します。	⑵新庁舎に求められる機能	

①窓口機能	
ｱ.案内	来庁者が円滑に適切な行政サービスを受けられるように、案内機能の充実を図る。また、障がい者などにも分かりやすい案内表示を設置する。
ｲ.窓口	来庁者ができるだけ歩かなくて済むよう窓口を集中して配置とするとともに、証明書などの発行が一か所で済むようなワンストップ型の窓口を整備する。
ｳ.プライバシー配慮	相談業務の多い窓口については、来庁者のプライバシーを保護するため個別の相談スペースを確保するほか、配置についても考慮する。
②事務機能	
ｱ.執務空間	行政サービスを効率的、効果的に推進するため、職員の働きやすい執務環境を確保するとともに、IT化の進展、組織体制などの変化に対応しやすい柔軟性の高い執務スペースとする。また、スペースを効率的に活用するため、機能的な収納を検討する。
ｲ.会議室、打ち合わせ空間	日常的に開催される打ち合わせや会議に対応できる十分なスペースを確保する。会議室は、間仕切りなどを利用し、多様な用途に活用できる柔軟な空間とする。
ｳ.福利厚生施設	職員が健康を維持し職務を円滑に進めるために、休憩室や更衣室を配置する。また、職員や来庁者が気軽に利用できるレストラン、コンビニエンスストアなどの整備も検討する。
ｴ.セキュリティ	行政情報や個人情報保護の観点から、執務スペースと受付スペースを区分し、情報セキュリティを高める。また、防犯カメラの設置や認証カードの導入などにより、入室管理や夜間、閉庁日の庁舎の入庁管理を徹底し、防犯機能を高める。
③議会機能	
ｱ.議会機能	議場や委員会室等の議会関連施設は、活発な議会活動が行えるように、市議会と相談しながら機能を検討する。また、市民に開かれた議会施設を目指して、議会での傍聴機能の充実なども図る。
④防災拠点機能	
ｱ.災害対策本部	災害時に災害対策本部を設置するため、通信機器や非常電源装置などの設備を整備する。また、物資や資機材等を備蓄する機能を検討する。
ｲ.高水準の耐震性能	大規模な地震等の災害時にも防災拠点としての庁舎機能を維持できるように、高い耐震性を確保する。
⑤市民機能	
ｱ.市民の交流や憩いの場	エントランスホールは、来庁者に向けた情報発信スペース、案内機能スペース、臨時窓口設置スペースなど複合的に活用されるとともに、来庁者が休憩しながらコミュニケーションのとれる開放的な憩いの空間として整備する。市民ギャラリーや展示スペース、コンサートホール的な機能については、周辺の公共施設と重複しないよう留意しながら検討する。
ｲ.協働	市民、自治会、ボランティア団体、NPO、企業などと行政とが連携・協働するための情報交換の場を確保するとともに、各種団体が、まちづくり関連の情報を入手したり、活動情報を発信したりできる機能を整備する。
⑥駐車場・駐輪場	
ｱ.駐車場	来庁者の多くが自家用車を利用している現状を考慮して、新庁舎の敷地内には十分な駐車場スペースを確保する。また、分かりやすい誘導サインなどを整備する。
ｲ.駐輪場	自転車の利用に対応できるゆとりある駐輪場を整備する。

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅰ章　新庁舎の位置

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
第Ⅰ章　新庁舎の位置 ・新庁舎の位置の決定について、これまでの経緯を簡単にまとめて、掲載します。 **１．候補地の選定方法** **⑴第一次候補地選定基準** ・候補地を絞り込む第一次の選定基準について、説明します。	**第Ⅰ章　新庁舎の位置** 地方自治法では、第1条の2において「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定されており、その事務を行う市庁舎は、行政を運営していく核としての役割を担っている重要な施設となっています。 また、市庁舎は、周辺の市街地形成を支える重要な役割や災害時の防災拠点としての機能なども併せ持っていることから、単なる行政の事務所ではなく、まちづくりの観点からも重要な施設といえます。 このようなことから、市では、庁舎建設に関する全世帯アンケートを実施した上で、新庁舎の位置について決定することとしました。 **１．候補地の選定方法** **⑴第一次候補地選定基準** ・行政庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されています。 また、周辺の環境や経済性、実現性、将来の発展性などさまざまな角度からの検討も加え、決定する必要があります。 しかし、市内であればどこでも候補地となり得るものではないため、下記の基準を設け、現実性のある場所を絞り込みました。 **【第一次候補地選定の基準】** **⑴中心市街地から選定** 新発田市中心市街地活性化基本計画に示す「中心市街地エリア（資料7参照）」から選定 **⑵一団の用地を選定** 庁舎と駐車場の設置に必要な一定規模の敷地（概ね5,000㎡以上）として集約が可能で、民地の買収を含め取得可能な用地を選定	

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅰ章　新庁舎の位置

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑵第一次候補地 ・第一次選定基準を満たす敷地を示します。	⑵第一次候補地 ・第一次候補地選定基準を満たす敷地としては、以下の5か所となります。 【第一次候補地】 ①現庁舎・図書館駐車場敷地 ②地域交流センター駐車場 ③中央高校グラウンド跡地 ④カルチャーセンター駐車場 ⑤県立新発田病院跡地	
⑶アンケートの候補地 ・カルチャーセンター駐車場及び県立病院跡地の除外について、説明します。	⑶アンケートの候補地 ・5か所の第一次候補地のうち、以下の理由により、カルチャーセンター駐車場及び県立新発田病院跡地は、除外するものとしました。 【除外の理由】 ●カルチャーセンター駐車場 カルチャーセンターのある新発田中央公園は、都市計画決定された都市公園であり、都市計画法上公園目的以外の施設を建設することはできません。仮に、駐車場の一部を新庁舎敷地とした場合、原則として、公園敷地に隣接して同面積を確保することが必要となります。 同公園は、国・県道及び市道、また、住宅地に隣接しており、庁舎敷地と同程度の面積を確保することは、現実的に困難であることから、候補地から除外することとします。 ●県立新発田病院跡地 県立新発田病院跡地は、平成23年度に県から買収する予定となっています。当市においては、これまで、市民参画による検討委員会を立ち上げ、防災公園として整備する計画を進めており、市として新庁舎を建設する意思がないため、候補地から除外することとします。	
２．新庁舎建設に関する全世帯アンケート ⑴アンケート調査の概要 ・アンケート調査の全体概要について記載します。 ※アンケートの原本並びに集計結果については、基本計画の資料として添付する予定です。	２．新庁舎建設に関する全世帯アンケート ⑴アンケート調査の概要 ・アンケートは平成23年4月に「広報しばた」に折り込み、全34,290世帯へ配布し実施しました。 ・新庁舎の建設位置は、利便性やまちづくり、経費や使いやすさなどの様々な観点を総合的に判断した上で決定しなければならないことから、設問では、道路アクセスと公共交通機関の利便性の観点、経費と使いやすさの観点、市全体の活性化の観点の3つの視点から庁舎の位置を選ぶ設問としました。 ・それぞれの観点の重要性は人により異なるため、一番重要視するものを選ぶ項目も設置しました。	

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅰ章　新庁舎の位置

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑵アンケート調査の集計と結果 ・アンケートの集計結果の概要について記載します。	⑵アンケート調査の集計と結果 ・最終的な有効回答世帯数は、5,930件で全体の17.3%となりました。 ・結果としては、3つの観点のうち、「経費と使いやすさ」の観点においては、中央高校グラウンド跡地がトップとなりましたが、「道路アクセスと公共交通機関の利便性」及び「市全体の活性化」の観点では、地域交流センター駐車場がトップとなりました。また、これらの結果を併せた全体の集計では、地域交流センター駐車場が38.7%を占めトップとなりました。 ・市民がどの観点を重視しているかについては、「使いやすさ」を重視している方が最も多く、「経費」を重視している方が最も少ない結果となりました。	
３．新庁舎建設構想等策定委員会での検討結果 ・策定委員会での検討結果について記載します。	３．新庁舎建設構想等策定委員会での検討結果 新発田市新庁舎建設構想等策定委員会の平成23年度の第1回会議において、各委員がそれぞれの候補地について、「まちづくり」「利便性」「安全性・防災拠点性」「実現性・経済性」などの観点から比較検討した意見が、委員会での検討結果として集約されました。 **委員会での検討結果** **【新庁舎の建設候補地】** 「地域交流センター駐車場が適地である」 **【選定理由】** ・まちの中心であり、活性化に資する立地であること ・交通の結節点であり、利便性の高い立地であること ・費用面から有効であること **【課題】** ・駐車場の確保が重要であること ・交通渋滞の課題 ・災害時の拠点性 ※課題については、最大限その解決について努力してもらいたい。	

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅰ章　新庁舎の位置

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
４．市議会での検討結果 ・市議会の検討結果について記載します。	**４．市議会での検討結果** 市議会においては、平成22年度末に特別委員会の検討結果として「現庁舎周辺」との報告がなされました。また、平成23年度には、総務常任委員会が閉会中の継続審議として「新庁舎建設について」の検討が行われ、３候補地についてさまざまな意見が出されました。	
５．建設位置の決定 ・最終的な位置の決定について記載します。	**５．建設位置の決定** 市民アンケート調査結果、策定委員会での検討結果、市議会での検討結果を踏まえ、平成23年8月の臨時議会において市長が、新庁舎の建設位置を「地域交流センター駐車場」と表明しました。引き続き、市議会において新庁舎の関連予算が審議され、賛成多数で可決されました。これにより、新庁舎の建設位置が「地域交流センター駐車場」に確定しました。	

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見

基本構想の方針・考え方

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

【基本計画における庁舎整備の基本方針】

・基本構想においては、新庁舎の基本コンセプトをやさしさと質実剛健さを兼ね備えた機能的な庁舎」として、目指すべき7つの基本方針が示されています。

・これらを基本計画において整理していく上で、施設の整備全般にかかる「施設整備の考え方」と配置される「具体的な機能」に区分して整理します。

1. 施設整備の考え方

⑴ユニバーサルデザイン

・新庁舎は、年齢や障がいの有無などにかかわらず、庁舎を利用するすべての人が使いやすく分かりやすい、「ユニバーサルデザイン」を採用します。

　また、施設面だけではなく、職員の声かけなどを積極的に推進し、ソフト面の充実も進めます。

　なお、設計においては、「新潟県福祉のまちづくり条例（資料７参照）」に基づき、施設を整備していくこととします。

計画（案）

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

【基本計画における庁舎整備の基本方針】

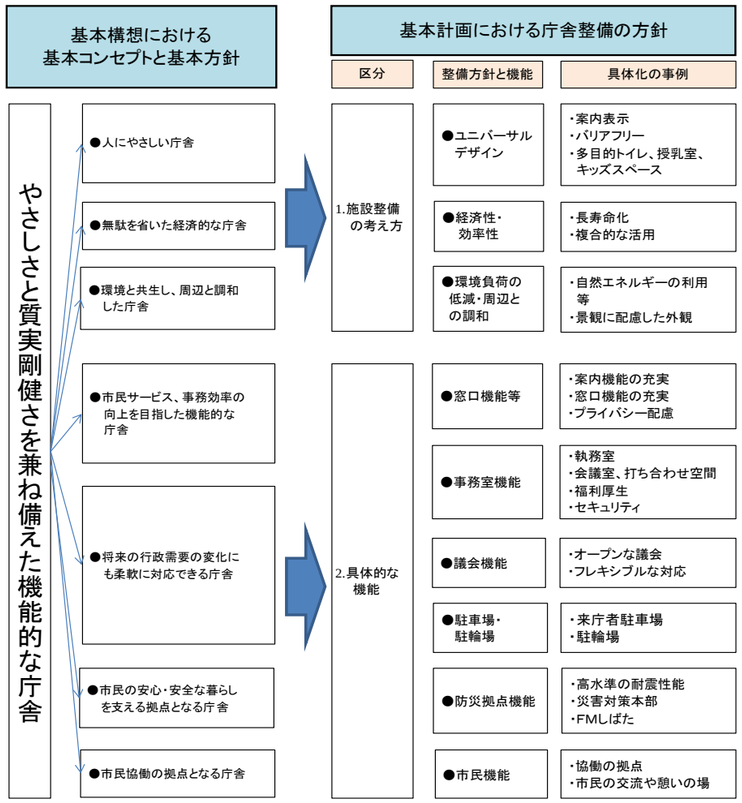

1. 施設整備の考え方

⑴ユニバーサルデザイン

①案内表示（資料７参照）

・誰にでも分かりやすい案内表示とするため、できるだけ絵記号（ピクトグラム）などを用いるとともに、多言語表記による案内表示を設置します。

・視覚や聴覚に障がいのある方でもスムースに案内できるよう、矢印による表示や音声による案内、点字ブロックの設置などを検討します。

策定委員会意見

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
	②バリアフリー（資料７参照） ・通路等については、車いす利用者や高齢者なども余裕を持って通れるスペースを確保するとともに、庁舎内の段差を解消して、通行しやすい庁舎とします。 **③多目的トイレ・授乳室・キッズスペース（資料７参照）** ・障がい者や子ども連れの方が利用しやすい多目的トイレを設置します。 ・市民が多く利用する低層階に、キッズスペースや授乳室を設置します。	
⑵経済性・効率性 ・新庁舎は、豪華絢爛なものではなく、維持管理経費を含めたライフサイクルコスト（資料７参照）を勘案した経済効率性の高い長寿命型の庁舎とします。 ・周辺の公共施設が持つ機能と重複しないよう無駄を省いたコンパクトな機能の庁舎とします。	**⑵経済性・効率性** **①長寿命化** ・建物本体の耐用年数を長くするため、高強度・高耐久性のコンクリートの活用を検討します。また、維持管理の容易さを勘案した建築部材の活用を検討します。 ・社会的状況や組織改編などの変化にも対応できるよう自由度の高い執務空間を確保します。 ・設備などの更新が、経済的かつ容易に行える庁舎を検討します。 ・小規模及び大規模な改修計画を立てるとともに、基金などを活用した資金計画を併せて検討します。 **②複合的な活用（資料７参照）** ・市民ホールなどは、土日祝日や平日夜間の開放などを含め、できるだけ複合的に活用できるよう検討します。しかし、周辺の公共施設の機能を勘案し、無駄な機能は設置しないこととします。	

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑶環境負荷の低減・周辺との調和 ①自然エネルギーの利用等 ・環境への負荷を低減するため、自然エネルギーや省エネルギー技術などを導入し、環境との共生を図る庁舎とします。 ②景観に配慮した外観 【基本構想】 「城下町の景観に配慮した外観や形態を備えた庁舎とます」 【考え方】 建設地は、景観計画で規定する「駅前大通り景観エリア」、都市計画で規定する「商業地域」の用途であり、建物は一定の高さが可能で、景観計画の「歴史景観エリア」の規定は適用されません。 しかし、隣接する地域交流センターあおり館側の敷地は、景観計画で規定する「歴史景観エリア（公共施設区域）」であり、あおり館も勾配屋根を設置した城下町風の景観を持っています。 このことから、あおり館との連続性に配慮するなど、新庁舎は可能な部分において城下町の景観に配慮した外観や形態となるよう検討します。 併せて、基本コンセプトに沿った機能、外観、形態を取捨選択することで、「質実剛健さ」などといった城下町の風土に培われた気質を表現できるよう検討します。	⑶環境負荷の低減、周辺との調和 ①自然エネルギーの利用等（資料７参照） ・太陽光発電、自然採光、自然換気、雨水の活用、地熱の活用など自然エネルギーを最大限活用する機能の設置を検討します。 ・LED電球の導入、人感センサーによる自動点灯、電気スイッチの細分化、夜間電量の活用、自動水洗装置などの設置を検討し、光熱水費の消費量をできるだけ抑えられる設備とします。 ・エネルギー使用量の「見える化」を進め、職員の意識啓発を図ります。 ②景観に配慮した外観 ・周辺の環境や景観に配慮した外観を検討します。	⇨ **協議項目１** **「景観に配慮した外観」**

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
２．具体的な機能 ⑴窓口機能 ①案内機能の充実 ・来庁者が円滑に適切な行政サービスを受けられるように、案内機能の充実を図ります。 ②窓口機能の充実 ・来庁者ができるだけ歩かなくて済むよう窓口部門を集中して配置とするとともに、証明書などの発行が一か所で済むようなワンストップ型の窓口を整備します。 ③プライバシー配慮 ・相談業務の多い窓口については、来庁者のプライバシーを保護するため個別の相談スペースを確保するほか、配置場所についても考慮します。	２．具体的な機能 ⑴窓口機能 ①案内機能の充実（資料７参照） ・来庁者が円滑に行政サービスを受けられるように、総合案内機能を充実させるとともに、フロアマネージャー（窓口お客様係）などの設置を検討します。 ・外国人が来庁した際に、スムースに対応できるよう、多言語表記の案内看板を設置するとともに、ITを活用した外国語通訳システムや手話通訳システムの導入などを検討します。 ・行政に関する情報を積極的に提供していくため、庁舎内で開催される会議の案内掲示を行います。 ②窓口機能の充実（資料７参照） ・市民が多く訪れる窓口を持つ部署は、低層階またはエレベーターなどの近くに配置し、社会的弱者はもちろん、市役所を利用する誰もが分かりやすく使いやすい配置とします。 ・車いすなどにも対応できるローカウンターを設置します。 ・住民票や戸籍関係、各種証明、保険・年金関係などの手続きを一か所でできるワンストップ型の窓口を配置します。また、いずれの支所庁舎においても本庁と同様の窓口サービスが受けられるような仕組みを検討します。 ・市民の利便性の向上のため、平日の窓口時間の延長や土日の窓口開設、コールセンターなどの設置を検討します。 ③プライバシー配慮（資料７参照） ・プライバシーを確保するため、専用の相談室を設置するとともに、相談業務の多い部署については、市民の通行が少ない場所に配置するよう考慮します。 ・窓口には仕切りを設けるなどしてプライバシーに配慮します。	

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑵　事務室機能 ①執務室 ・行政サービスを効率的、効果的に推進するため、職員の働きやすい執務環境を確保するとともに、ＩＴ化の進展、組織体制などの変化に対応しやすい柔軟性の高い執務スペースとします。	⑵　事務室機能 ①執務室（資料７参照） ・組織体制の変化などにも対応できるよう、また、広く明るい執務空間を確保するため、オープンフロアを基本とします。 ・IT化の進展に対応していくため、電気やネットワークの配線を床面に収納できるフリーアクセスフロアを採用します。 ・部署内の文書共有を促進し、限られた執務スペースを有効に活用するため、職員が個々の専用机を持たないフリーアドレス制の導入を検討します。 ・スペースを効率的に活用するため、また、収納物の内容が一見して分からないよう、移動書架型の壁面収納を基本とします。	
②会議室、打ち合わせ空間 ・日常的に開催される打ち合わせや会議に対応できる十分なスペースを確保します。また、会議室は、間仕切りなどを利用し、多様な用途に活用できる柔軟な空間として整備します。	②会議室、打ち合わせ空間（資料７参照） ・日常的に開催される打ち合わせや会議に対応するため、各階には、十分な会議室、相談室、備品庫、書庫を設置します。 ・庁内の会議室は、間仕切りなど活用し、有事の際にオープンな利用が可能となるよう検討します。	
③福利厚生 【基本構想】 「職員が健康を維持し職務を円滑に進めるために、休憩室や更衣室を配置します。また、職員や来庁者が気軽に利用できるレストラン、コンビニエンスストアなどの整備も検討します。」 【考え方】 建設地は、中心商店街の中央に位置し、今後近隣に飲食やサービスの店舗の出店も期待できます。 しかし、来庁者や職員（特に高齢の方、障がいを持った方など）の利便性の向上を図るため、現庁舎が持つ程度のサービス機能を維持するよう検討します。	③福利厚生（資料７参照） ・職員が健康を維持し職務を円滑に進められるよう、休憩室や更衣室を設置します。 ・職員や来庁者が気軽に利用できるレストランやコンビニエンスストアの設置を検討します。	⇒ **協議項目２「福利厚生」**
④セキュリティ ・行政情報や個人情報保護の観点から、執務と受付のスペースを区分し、情報セキュリティを高めます。また、防犯カメラの設置や認証カードの導入により、入退室管理や夜間、閉庁日の庁舎の入庁管理を徹底します。	④セキュリティ（資料７参照） ・行政情報や個人情報保護の観点から、執務室と受付窓口を区分したフロアとします。 ・庁内のセキュリティを確保するため、入退室管理システムや防犯カメラを導入します。	

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑶　議会機能 ①オープンな議会 ・議場や委員会室等の議会関連施設は、活発な議会活動が行えるように、市議会と相談しながら機能を検討します。市民に開かれた議会施設を目指して、議会での傍聴機能の充実なども図ります。 ②フレキシブルな対応 ・議員数の増減に対応できる施設整備を基本とします。また、議会閉会時にも有効に施設を活用できるよう検討します。 ③議会特別委員会検討結果の反映 ・具体的な設計を行うにあたり、市議会市庁舎建設特別委員会の最終調査報告書の内容をできるだけ反映させていくこととします。	⑶議会機能 ①オープンな議会（資料７参照） ・市民に開かれた議会とするため、十分なスペースを確保するとともに、誰もが傍聴しやすい議場となるよう配慮します。 ・議会中継を想定した設備の配備を検討します。 ②フレキシブルな対応（資料７参照） ・議員の増減に柔軟に対応できる施設を検討します。 ・議員控室は、会派単位に設置しますが、会派数や議員数の増減に柔軟に対応できるよう可動式の間仕切りなどを設置します。 ・委員会室や議場は、議会の利用がない場合にも有効な活用が図れるよう検討します。	

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑷　駐車場・駐輪場 ①来庁舎駐車場 【基本構想】 「来庁者の多くが自家用車を利用している現状を考慮して、新庁舎の敷地内には十分な駐車場スペースを確保します。また、分かりやすい誘導サインなどを整備します。」 【考え方～策定委員会意見～】 ・問題は、駐車場と防災拠点。駐車場は立体駐車場でもいい。雪の中を歩かなくてもいいし、動線も短い。他庁舎の駐車台数を合わせても、そんなに足りないというほどでもない気がする。公共交通を考えると、解決出来るのではないか。 ・駐車台数の確保は、建物の構造や形に工夫が必要。 ・現庁舎が空地になるので、そこを活用した連携通路等によって解決すべき。 ・問題点として駐車場が少ないこと。例えば、あおり館を壊して、そこを駐車場にする、キャットウォーク式の２階建駐車場にする考え方もある。 ・仮に、ここ（交流センター）に庁舎を建てた場合、駐車場の面積を食ってしまい、駐車場機能は損なわれる。現庁舎に200台くらいの駐車場を確保するとあるが、正直言って遠い。第2駐車場という意識にはならない。 ・パブリックトランスフォーメーションの問題を同時に考えてほしい。バスなどの公共交通、駅とのつながりを考えることで、車の問題も解決するのではないか。 ・現庁舎を第２駐車場にするのは難しいと思う。あおり館の件や旧ハヤカワビルが何とかならないものか。 ・駐車場問題は、現庁舎の分散した駐車場の実態を踏まえ、１か所に固めることが果たして可能か。十分な案内をした上で、その地域にこれだけの駐車場があるとして実施することになろう。あまり近い所に全てを集めると、歩かなくなり、段々足腰が弱くなるので、体力を付ける意味でも、若干の分散することも必要。 ②駐輪場 ・ゆとりある駐輪場を整備します。	⑷　駐車場・駐輪場 ①来庁舎駐車場 「来庁者の多くが自家用車を利用している現状を考慮して、~~新庁舎の敷地内には~~十分な駐車場スペースを確保します。また、分かりやすい誘導サインなどを整備します。」 ・敷地内の駐車場には、障がい者や高齢者、妊婦、乳幼児連れ来庁者などが優先的に使用できるよう専用のスペースを設置します。 ・周辺の民間駐車場の有効な活用を検討します。 ・イベント開催時や年度末などの混雑時には、敷地内駐車場の不足が予想されることから、現庁舎跡地や市中央パーキングを新庁舎用駐車場として整備することを検討します。 ・各駐車場へスムースに誘導するため、幹線道路沿いに駐車場への誘導サイン看板の設置を検討します。なお、サインは、絵記号（資料７参照）を使った分かりやすいものを検討します。 【整備予定台数】 ・敷地内　70台 ・民間駐車場　30台 ・中央パーキング　30台～60台 ・現庁舎跡地　130台 ②駐輪場 ・自転車用ラック（資料７参照）の設置など利用しやすくゆとりのある駐輪場を検討します。	**協議項目3** **「来庁舎駐車場」**

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑸　防災拠点機能 ①高水準の耐震性能 ・大規模な地震等の災害時にも防災拠点としての庁舎機能を維持できるよう、高い耐震性を持った庁舎とします。 ②災害対策本部 ・災害時にも災害対策本部が機能できるよう、通信機器や非常用電源装置などの設備を整備します。また、災害発生時から当分の間、災害対策本部を維持していくための物資や資器材等を備蓄する機能を検討します。 ③FMしばた ・災害時におけるコミュニティFMの重要性から、災害対策本部に近接してFM放送ができる設備を設置します。	⑸　防災拠点機能 ①高水準の耐震性能 ・大規模な地震等の災害時にも防災拠点としての庁舎機能を維持できるように免震構造（資料７参照）の採用を検討します。 ②災害対策本部（資料７参照） ・災害時に対策本部を設置できるスペースを設置します。なお、施設の効率的活用の観点から、平時は会議室などで利用できるよう計画します。 ・災害対策本部には、災害時の被災状況を把握し、また、国・県や市内の関係機関と連携をとれるよう防災情報システムや情報通信設備の配備を計画します。 ・停電の際にも対応できるよう非常用発電装置の配備を計画します。また、非常時に災害対策本部を維持していくために必要な物資、資器材の備蓄機能を計画します。 ③FMしばた ・災害発生時の情報発信・情報提供機能を充実させるため、「FMしばた」による放送設備の配備を計画します。	

第Ⅱ章　庁舎整備の方針

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
⑹　市民機能 ①協働の拠点 【基本構想】 市民、自治会、ボランティア団体、NPO、企業などと行政とが連携し、協働するための情報交換の場を確保するとともに、各種団体がまちづくり活動の情報を入手したり、活動情報を発信したりできる機能を整備します。 ②市民の交流や憩いの場 【基本構想】 エントランスホールは、来庁者に向けた情「報発信スペース、案内機能スペース、臨時窓口設置スペースなど複合的に活用するとともに、来庁者が休憩しながらコミュニケーションのとれる開放的な憩いの空間として整備します。ただし、市民ギャラリーや展示スペース、コンサートホール的な機能については、周辺の公共施設と重複しないよう留意しながら検討します。 【考え方～策定委員会意見～】 ・「①市民の交流や憩いの場、イベント空間」とあるが、この機能は生涯学習センターや地域交流センターにある。既存施設も活用する考えの中、新庁舎にここまで持たせる必要があるのか。そこまで力を入れなくてもいい。 ・新庁舎に全ての機能を持たせるのではなく、周辺の庁舎も巻き込んで、庁舎全体で機能を考えるという事。新庁舎の位置が決まっていないが、周辺に関連施設があれば、代替機能を整理する事もある。 ・「市民機能」の市民交流の場は、生涯学習センターなどがある。あまり重要視しなくていい。	⑹市民機能 ①協働の拠点（資料７参照） ・NPOや自治会などが活動していくために必要な情報を収集したり発信したりできるよう、インターネットなどの端末を配置した活動情報コーナーの設置を検討します。 ・市民生活に役立つ催し物や公共施設情報、統計書、調査書などの行政資料を閲覧できる情報コーナーを設置します。 ②市民の交流や憩いの場（資料７参照） ・市民ロビーは、誰もがゆったりとくつろげるよう広く明るい空間とし、音楽を流したり、雑誌を閲覧したりしながら待つことができる落ち着いた環境を整備します。また、市民ギャラリーや展示スペースなどの設置も検討します。 ・エントランスホールは、様々な用途に活用できるよう検討します。	⇨ **協議項目４「市民機能」**

第Ⅲ章　新庁舎の規模

基本構想の方針・考え方

【新庁舎建設のメーンコンセプト】

「やさしさと質実剛健さを兼ね備えた機能的な庁舎」

【庁舎の規模に関連する基本方針】

「市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎」
「将来の行政需要にも柔軟に対応できる庁舎」
「無駄を省いた経済的な庁舎」

【策定委員会意見】

・狭あい化、分散化がイコール市民サービスの低下なのかは考えなければならない。よく吟味しないと、狭あい化、分散化が主たる原因であると結論付けられない。合併した住民は分散化した方が良いかもしれない。
・合併後の課題として、新庁舎と支所をうまく結び付けて考えていかないと駄目。
・現庁舎の狭あい化、分散化、高度情報化への限界はサービス低下に結び付く。
・住民から「役場が遠くなった。」との声を聞く。住民にとって使いやすい支所窓口を是非残してほしいと要望する。
・支所機能は残すべきだと思うが、一番の問題は縦割り行政。住民が相談に行っても、そこで解決できないような縦割り行政なら、支所機能もいらない。各支所に教育委員会や農林水産部門が配置されているが、それで市民が不便を感じているかと言ったら、不便を感じていないと思う。
・出生届の際、本庁の窓口で「児童手当の支給申請は、いきいき館です」と言われ、新発田に越してきたばかりの人だと、分からないのではないかと思ったことがあった。ワンストップサービスできるものは、集約するべきだと考える。
・集中か分散かではなく、答えは中間。トータルで考えないと答えは出せない。
・消極的だが、現施設を活用した段階的集約にならざるを得ない。
・市長室や総務など以外は分散すべき。公共交通システムなどを同時に検討すべき。
・災害対策本部の機能を考えると、ある程度大きな規模や、ある程度の集中が必要。
・分散すると、あっち行ったり、こっち行ったりと、大変困る。
・市役所が分散した状態で、完全な市民サービスを受ける事には限界があり、市民が動いてサービスを受ける事にならざるを得ない。
・防災に関しては、情報を分散する事で、有事の場合に、片方が生き残ると考えるのが普通であって、分散する方がいい。

計画（案）

１．新庁舎の規模の基本的な考え方

当市は、平成15年度に豊浦町と、平成17年度に紫雲寺町、加治川村と合併しました。それぞれの旧役場には、各支所を設置したほか、豊浦庁舎及び加治川庁舎については、施設も新しいうえに十分なスペースがあることから、それぞれ教育部局、農林水産部局を配置しています。

そのほか、旧法務局に地域整備部局を、旧安田生命ビルに総務部局と行政委員会の一部を、旧新潟中央銀行に商工・観光部局を設置し、行政運営をしています。

これらの施設は、個別に差はありますが、まだまだ使える建物であることから、新庁舎を建設するにあたり、できる限りこれらの施設を有効に活用していくことで、無駄な経費をかけないこととします。

しかし、これらの施設も永久に使用できるものではないため、今後の職員数の減少により生じる新庁舎の空スペースに、段階的に集約していくこととします。

【本庁機能を持つ既存庁舎の状況】　（平成 23 年 5 月 1 日現在）

庁　舎	所　在	施設の法定耐用期限	延床面積	職員数	本庁機能を持つ部署
本庁舎	中央町 4	H28	6,262 ㎡	384 人	議会事務局、総務部等
別館	中央町 4	H52	1,602 ㎡	39 人	契約検査課、選管等
地域整備部庁舎	中央町 5	H40	1,040 ㎡	94 人	地域整備部
まちの駅	中央町 3	H44	752 ㎡	23 人	商工振興課等
いきいき館	大手町 1	H26	1,875 ㎡	34 人	こども課等
豊浦庁舎	乙次	H42	3,391 ㎡	84 人	教育委員会
加治川庁舎	住田	H52	2,597 ㎡	50 人	農林水産課等

※職員数には、臨時・嘱託・パート職員数を含む。
　豊浦庁舎、加治川庁舎の職員数には、支所勤務の職員数は含まれない。

新庁舎の基本的な考え方
『既存庁舎を活用して、段階的に集約を図る。』

策定委員会意見

協議項目5
「規模についての考え方」

第Ⅲ章　新庁舎の規模

基本構想の方針・考え方

２．将来推計

⑴計画人口

・将来の計画人口について、資料をもとに掲載します。

⑵新庁舎に配置する職員数

・基本構想を検討している段階では、正職員数をベースとして算定していましたが、基本計画で規模を検討するにあたり、実際業務をしている嘱託職員、臨時職員、パート職員の数を入れ込んだ数字として計算することとととします。

⑶議員数

・新発田市議会議員定数条例により、算定します。

計画（案）

２．将来推計

⑴計画人口

国立社会保障・人口問題研究所が、平成17年国勢調査を基に、平成20年12月に推計した平成27年（2015年）の当市の将来推計人口98,285人から、概ね98,000人を計画人口とします。なお、その後の推計人口は、平成32年に94,119人、平成37年に89,705人、平成42年に85,153人との見込みになっています。

⑵新庁舎に配置する組織と職員数

組織体制や職員数は、市の人口の増減や政策等により常に変動し、将来を予測することは困難なため、現行の組織・職員数を基に、新庁舎の組織配置を考えることとします。規模としては現本庁舎に配置されている部局をベースとし、市民サービスや行政効率を向上させるため、最低限集約するべき窓口部門を加えて算定します。

これにより、新庁舎に勤務する職員数の合計を、概ね420人と想定します。

⑶議員数

新発田市議会議員定数条例により、議員数を27人とします。

将来推計数値

項目	想定数
計画人口	概ね９８，０００人
新庁舎に配置する職員数	概ね４２０人
議員数	２７人

策定委員会意見

協議項目6
「将来推計について」

第Ⅲ章　新庁舎の規模

基本構想の方針・考え方

３　延床面積の算定

⑴国土交通省基準による面積算定

・延床面積は、新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）により算定します。

・地方債同意等基準による算定も可能ですが、総務省では、平成23年度から「標準面積及び標準単価等に基づく標準的な事業費の取扱いを廃止する。」としており、ここでは採用しないこととします。

・新営一般庁舎面積算定基準に基づいて算定した面積は、12,032㎡になります。

・ただし、設計段階での詳細な検討で、面積は変動する可能性があります。

・地下駐車場の面積は含まれていませんので、今後の基本設計の中で地下駐車場を計画する場合は、その分の面積は加算されます。

計画（案）

３　延床面積の算定

⑴国土交通省基準による面積算定

【新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）】

○職員換算表

区　分	換算率	職員数	換算人員	備　考
市長	18	1	18	
特別職・部長	9	8	72	副市長1、部長 5、議会事務局長、会計管理者
副部長・課長	5	25	125	課長 20（会計課長除く）、室長 4、調整監 1
補佐	2.5	24	60	議会、課 21（会計含む）、室 2
係長	1.8	56	100.8	係数（ガレージ除く）
一般職員	1	225	225	
臨時・嘱託・パート職員	0.8	81	64.8	
計	—	420	665.6	

○個別面積算定表

区分・室名	基準面積	備　考
①執務面積	2,928.6㎡	
事務室	2,928.6㎡	換算人員665.6人×4.0㎡×補正係数1.1
②付属面積	1,222.7㎡	
会議室	180.4㎡	職員100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡増×補正係数1.1
電話交換室	68.㎡	換算人員600～800人の場合：68㎡
倉庫	380.7㎡	事務室面積2,924.2㎡×13%
宿直室	13.3㎡	1人まで10㎡、1人増すごとに3.3㎡増　2人
庁務員室	11.7㎡	1人まで10㎡、1人増すごとに1.65㎡増　2人
湯沸室	104.㎡	標準6.5～13㎡　13㎡×8か所　（1階2か所、他階1か所）
受付・巡視溜	6.5㎡	最小6.5㎡
便所・洗面所	134.4㎡	全職員数420人×0.32㎡
医務室	105.㎡	全職員数400～449人の場合：105㎡
売店	35.7㎡	全職員数420人×0.085㎡
食堂・喫茶室	183.㎡	全職員数400～449人の場合：183㎡
③固有業務室	3,480.㎡	
業務支援機能	550.㎡	専用会議室50㎡×5、打合せｺｰﾅｰ15㎡×10、印刷・ｺﾋﾟｰ室100㎡、文書配送室50㎡
議会機能	945.㎡	35㎡/人×議員定数27人（起債基準）
窓口機能	625.㎡	相談室50㎡、相談ｺｰﾅｰ7.5㎡×10、公衆・待合400㎡、情報資料100㎡
防災機能	320.㎡	災害対策本部室220㎡、無線室・備蓄倉庫100㎡
保管機能	500.㎡	文書・物品保管庫
福利厚生機能	340.㎡	休養室50㎡×男女、更衣室120㎡×男女
その他	200.㎡	会見室50㎡、大型プリンタ・後処理室150㎡
④設備関係面積	1,044.㎡	有効面積7,631.3㎡（①＋②＋③）に基づき算定
機械室	831.㎡	冷暖房（一般庁舎）有効面積5,000～10,000㎡の場合：831㎡
電気室	184.㎡	冷暖房　有効面積5,000～10,000㎡の場合：184㎡
自家発電気室	29.㎡	有効面積5,000～10,000㎡の場合：29㎡
⑤交通部分	3,357.1㎡	①～④の計（補正前）に基づき算定
玄関、広間等	3,357.1㎡	玄関、広間、廊下、階段室等　①～④の計　8,392.7㎡×40%
計	12,032.4㎡	

策定委員会意見

協議項目７
「延床面積の算定」

第Ⅲ章　新庁舎の規模

基本構想の方針・考え方

⑵先進事例による面積算定
・近年の庁舎建設の先進事例にから、概算面積を算定します。

⑶新庁舎の延床面積
・国土交通省の基準による算定及び先進事例による算定から、新庁舎の床面積を想定します。

計画（案）

⑵先進事例による面積算定
　近年の庁舎建設事例では、職員1人当たりの面積の全体平均が34.7㎡/人となっています。
　先進事例の平均及び新庁舎で勤務する職員数から算出すると、当市の新庁舎面積は以下のとおりとなります。

34.7㎡／人（先進事例の平均）×420人（新庁舎想定職員数）
＝14,574㎡

【近年の庁舎建設事例】

市名	竣工年	延床面積	想定職員数	職員1人当たり面積
愛知県碧南市	H11	17,783㎡	450人	39.5㎡
東京都あきる野市	H13	14,070㎡	400人	35.2㎡
愛知県岩倉市	H13	9,144㎡	265人	34.5㎡
愛知県大府市	H13	15,409㎡	450人	34.2㎡
山梨県上野原市	H16	10,250㎡	276人	37.1㎡
愛知県西尾市	H20	18,283㎡	369人	49.5㎡
東京都福生市	H20	10,229㎡	313人	32.7㎡
兵庫県宍粟市	H20	6,800㎡	276人	24.6㎡
三重県志摩市	H20	10,110㎡	330人	30.6㎡
山口県岩国市	H20	24,325㎡	697人	34.9㎡
広島県庄原市	H20	7,429㎡	302人	24.6㎡
愛知県犬山市	H21	9,754㎡	294人	33.2㎡
京都市木津川市	H21	9,952㎡	240人	41.5㎡
茨城県つくば市	H22	21,004㎡	801人	26.2㎡
高知県四万十市	H22	9,858㎡	255人	38.7㎡
東京都青梅市	H22	22,098㎡	600人	36.8㎡
東京都立川市	H22	25,982㎡	590人	44.㎡
福島県福島市	H22	35,365㎡	1,300人	27.2㎡
全体平均				34.7㎡

⑶新庁舎の延床面積
　新庁舎の規模については、国土交通省の基準で算定した12,000㎡から、先進事例の平均で算定した14,574㎡の間で検討していくことが基本となります。しかし、できる限りコンパクトで無駄を省いた庁舎としていくため、もっとも小さい面積である国土交通省基準で算定した概ね12,000㎡を述床面積として計画していくこととします。

新庁舎の延床面積の想定：約１２，０００㎡

策定委員会意見

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅳ章　事業計画

基本構想の方針・考え方

１．概算事業費

⑴本体工事費の建設単価

・先進事例を基に算定します。

計画（案）

１．概算事業費

⑴本体工事費の建設単価

・庁舎建設の先進事例を基に、本体工事費を延床面積で除した工事単価を計算すると、平均で1㎡当たり337千円となります。

　建物のグレードを標準程度と想定して、この平均工事単価に先に算定した延床面積12,000㎡を乗じて本体工事費を算出すると、40.4億円となります。ここで用いた工事単価は、各自治体の設計金額ではなく、実績額によるものであり、規模、グレード、仕様や資材の価格変動などにより変わります。

　今後も厳しい財政状況が予測され、不確定な要素が多いことから、あくまでも、現時点での目安とするものです。

【近年の新庁舎建設事例】

市　名	竣工年	延床面積	階　数	単　価
愛知県碧南市	H11	17,783 ㎡	8 階/地下 1 階	367 千円/㎡
東京都あきる野市	H13	14,070 ㎡	7 階/地下 1 階	477 千円/㎡
愛知県岩倉市	H13	9,144 ㎡	8 階/地下 1 階	353 千円/㎡
愛知県大府市	H13	15,409 ㎡	6 階/地下 1 階	422 千円/㎡
山梨県上野原市	H16	10,250 ㎡	4 階	349 千円/㎡
愛知県西尾市	H20	18,283 ㎡	7 階/地下 1 階	308 千円/㎡
東京都福生市	H20	10,229 ㎡	5 階/地下 1 階	311 千円/㎡
兵庫県宍粟市	H20	6,800 ㎡	5 階	294 千円/㎡
三重県志摩市	H20	10,110 ㎡	7 階	289 千円/㎡
山口県岩国市	H20	24,325 ㎡	6 階/地下 1 階	366 千円/㎡
広島県庄原市	H20	7,429 ㎡	6 階	335 千円/㎡
愛知県犬山市	H21	9,754 ㎡	7 階/地下 1 階	320 千円/㎡
京都市木津川市	H21	9,952 ㎡	7 階	313 千円/㎡
茨城県つくば市	H22	21,004 ㎡	7 階	286 千円/㎡
高知県四万十市	H22	9,858 ㎡	7 階/地下 1 階	330 千円/㎡
東京都青梅市	H22	22,098 ㎡	7 階/地下 1 階	333 千円/㎡
東京都立川市	H22	25,982 ㎡	3 階/地下 1 階	278 千円/㎡
福島県福島市	H22	35,365 ㎡	10 階/地下 1 階	341 千円/㎡
全体平均				337 千円/㎡

策定委員会意見

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅳ章　事業計画

基本構想の方針・考え方

⑵全体事業費

・事業費としては、本体工事費のほかに、附帯・外構工事、現庁舎の解体工事、用地取得に係る経費、設計に係る経費、移転に係る経費、備品費や式典に係るその他経費を計上します。

２．財源の概要

・財源について、基金及び合併特例債を基本とし、部分的に使える補助金を活用することとします。

計画（案）

⑵全体事業費

・本体工事費のほかに、附帯・外構工事、現庁舎の解体工事、用地取得に係る経費、設計に係る経費、移転に係る経費、備品費や式典に係るその他経費については、先進事例を参考に算出し、全体事業費としては約57.2億円と見込みます。

【新庁舎建設の全体事業費】

項　目	事業費	事業内容
本体工事	40.4 億円	建築、電気、給排水、空調
附帯・外構工事	6.6 億円	車庫、外構、太陽光発電、電波障害対策ほか
用地関係	1.3 億円	用地取得、物件補償、測量、不動産鑑定ほか
移転関係	2 億円	引越、電話交換設備、電算関係設備、防災無線設備ほか
解体工事	1.9 億円	現庁舎、車庫
設計関係	2.2 億円	基本設計、実施設計、工事監理、地質調査ほか
その他	2.8 億円	備品購入、電気・水道等引込、登記、式典ほか
合　計	57.2 億円	

２．財源の概要

市では、新庁舎建設のための基金を平成9年度から積み立てており、平成22年度末現在で約23億円となっています。また、財源としては合併特例債の借入れを見込み、一般財源の抑制を図ります。

また、新庁舎建設に係る補助制度はあませんが、自然エネルギーの導入などの各種補助制度の活用を検討します。

【財源内訳】

項　目	金　額	備　考
庁舎建設基金	20.5 億円	
合併特例債	36.7 億円	元利償還金の７割が普通交付税として措置
合　計	57.2 億円	

策定委員会意見

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅳ章　事業計画

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
３．事業スケジュール ・合併特例債を活用するため、期限は平成２７年度末となり、逆算すると以下のとおりとなります。 平成２３年度…基本計画の策定 平成２４年度…基本設計の策定 平成２５年度…実施設計の策定 平成２６・２７年度…建設工事	３．事業スケジュール 新庁舎建設の財源として合併特例債を充てることとしており、その活用期限である平成27年度末までの建設を目指します。 今後は、この基本計画の考え方を基本設計、実施設計に反映させ、建設に着手しますが、概ね以下のスケジュールのとおり進めます。 なお、このスケジュールは、現段階でのものであり、進捗状況や設計内容等により変更されることもあります。 【新庁舎建設の事業スケジュール】 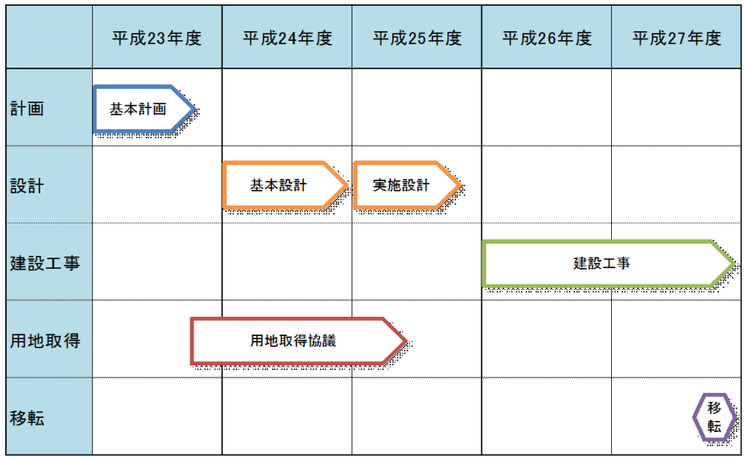 	

新発田市新庁舎建設基本計画検討表

第Ⅴ章　新庁舎建設における課題

基本構想の方針・考え方	計画（案）	策定委員会意見
Ⅴ新庁舎建設における課題 ・策定委員会での検討の結果、新庁舎の建設位置を「地域交流センター駐車場」とする際、いくつかの課題が提起されました。これらの課題解決に向けた方向性を示します。 **委員会での検討結果** **【新庁舎の建設候補地】** 「地域交流センター駐車場が適地である」 **【選定理由】** ・まちの中心であり、活性化に資する立地であること ・交通の結節点であり、利便性の高い立地であること ・費用面から有効であること **【課題】** ・駐車場の確保が重要であること ・交通渋滞の課題 ・災害時の拠点性 ※課題については、最大限その解決について努力してもらいたい。	Ⅴ新庁舎建設における課題 新庁舎の駐車場については、現在の地域交流センター駐車場のほか、近隣の民間駐車場の活用、現庁舎敷地並びに寺町の中央パーキングの再整備も検討します。 渋滞対策については、全市的な道路網の整備状況を見ながら、今後、関係機関と協議を重ね対応していきます。 災害時の駐車場の確保は、近隣の民間駐車場と協定を結ぶなど、優先的な利用ができるよう、調整を図ります。	

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

資料－７

章	語　　句	内　　容
第Ⅰ章－１	１　候補地の選定方法 ⑴第一次候補地選定基準 「中心市街地エリア」	新発田市中心市街地活性化基本計画で示されている「中心市街地エリア」。
第Ⅱ章－１	１　施設整備の考え方 ⑴ユニバーサルデザイン 「新潟県福祉のまちづくり条例」	平成８年に、高齢者や障がい者などが安全に快適に暮らせるような生活環境の整備を図る目的で定められた条例。公共施設などの設計や施工にあたり、配慮するべき基準や指針が示されている。
第Ⅱ章－１	１　施設整備の考え方 ⑴ユニバーサルデザイン ①案内表示	 多目的トイレの絵記号（あきる野市） 駐車場の絵記号（妙高市） 音声案内システム（青梅市） 点字ブロック案内（青梅市）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

<table>
<tr><th>章</th><th>語　　句</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第Ⅱ章－２</td><td>１　施設整備の考え方
⑴ユニバーサルデザイン
②バリアフリー</td><td>

車いす利用者も十分通れる待合スペース（青梅市）
高度なバリアフリー化へのイメージ
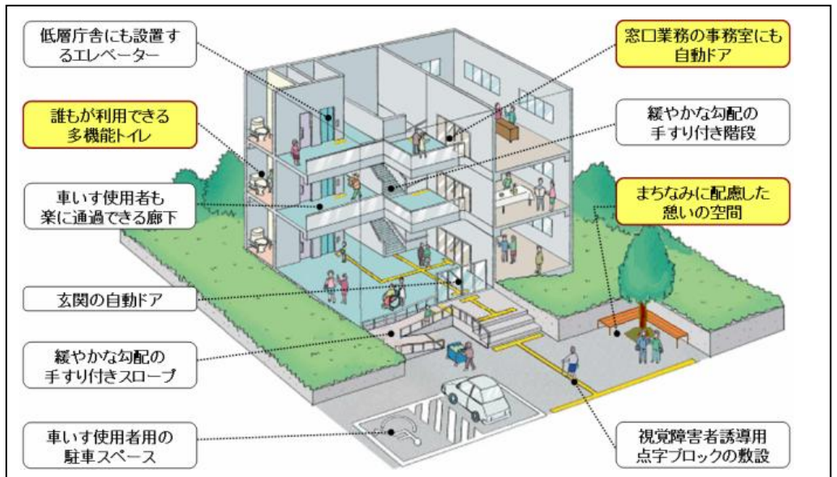

（出典：国土交通省 HP）
</td></tr>
<tr><td>第Ⅱ章－２</td><td>１　施設整備の考え方
⑴ユニバーサルデザイン
③多目的トイレ・授乳室・キッズスペース</td><td>
多目的トイレは、車いす利用者などの障がい者はもちろん、子ども連れの方や付き添いが必要な高齢者など、さまざまな人が使いやすいよう配慮されたトイレ。オストメイト対応設備、おむつ替え台、大きめのシートなどの設備が設置されている。

多目的トイレ（妙高市）

手すりのついた洗面所（青梅市）

キッズスペース（福生市）

保育室・授乳室（立川市）
</td></tr>
<tr><td>第Ⅱ章－２</td><td>１　施設整備の考え方
⑵経済性・効率性
「ライフサイクルコスト」</td><td>建物にかかる生涯コストのこと。建物の企画・設計に始まり、竣工、運用を経て、寿命がきて解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。一般に、ライフサイクルコストは、初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。</td></tr>
</table>

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－２	１　施設整備の考え方 ⑵経済性・効率性 ②複合的な活用	 土日夜間などに開放できる会議室（妙高市） 開放部分を仕切るための装置（立川市）
第Ⅱ章－３	１　施設整備の考え方 ⑶環境負荷の低減・周辺との調和 ①自然エネルギーの利用等	 太陽光発電装置（立川市） 自然採光を活用した明るい議場（立川市） テレビモニターによる環境啓発（立川市） 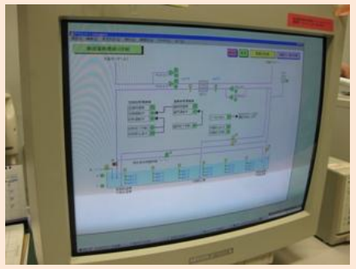 電子的な自動制御による省エネ対策（あきる野市）
第Ⅱ章－３	１　施設整備の考え方 ⑶環境負荷の低減・周辺との調和 ①自然エネルギーの利用等 「見える化」	施設内全体のエネルギー状況を把握し、消費量や生産量などのデータを可視化すること。
第Ⅱ章－４	２　具体的な機能 ⑴　窓口機能等 ①案内機能の充実	 フロアマネージャー（茨木市） 総合案内窓口（福生市） 外国語表記された案内板（福生市） TV 電話通訳システム（大阪市）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－４	２　具体的な機能 ⑴　窓口機能等 ②窓口機能の充実	 集約された総合窓口（福生市） 車いす対応も可能なローカウンター（コクヨ）
第Ⅱ章－４	２　具体的な機能 ⑴　窓口機能等 ③プライバシー配慮	 オープンスペース内の区切られた相談室（立川市） 　 プライバシーに配慮した窓口（妙高市）
第Ⅱ章－５	２　具体的な機能 ⑵　事務室機能 ①執務室 「オープンフロア」	自由度を高めるため、仕切りの壁や柱などをできるだけ少なくしたフロア。 柱がほとんどないオープンフロア（つくば市）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－５	２　具体的な機能 ⑵　事務室機能 ①執務室 「フリーアクセスフロア」	ＯＡフロアともいい、床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上に別の床を設け二重化したフロア。 フリーアクセスフロア（妙高市）
第Ⅱ章－５	２　具体的な機能 ⑵　事務室機能 ①執務室 「フリーアドレス制」	職員に固有の席を与えず、その代わりに、フロアオフィスの任意の空いている席を自由に使わせる制度。固定席を廃止することで、限られたフロアスペースを有効に使えたり、組織の改編などに柔軟に対応できたり、ペーパーレス化が促進されたりなどの効果が期待される。 個々の専用机のないフリーアドレス制（つくば市）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－５	２　具体的な機能 ⑵　事務室機能 ②会議室、打ち合わせ空間	 少人数の会議室（青梅市） 複数設置した相談室（妙高市） 打ち合わせスペース（妙高市） 大型の書庫（青梅市） 有事の際に間仕切りが外せる会議室（青梅市）
第Ⅱ章－５	２　具体的な機能 ⑵　事務室機能 ③福利厚生	 簡易ベッドを備えた保健室（あきる野市） 職員休憩スペース（青梅市） 開放的なレストラン（青梅市） 庁舎内のコンビニエンスストア（立川市）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－５	２　具体的な機能 ⑵　事務室機能 ④セキュリティ	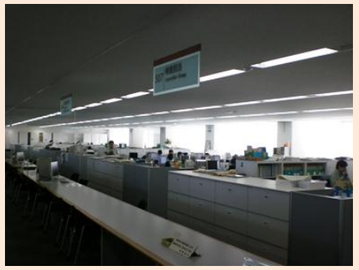 執務室と受付窓口が区分された事務室（青梅市） 静脈認証システム（青梅市）
第Ⅱ章－６	２　具体的な機能 ⑶　議会機能 ①オープンな議会	 十分な傍聴席のある議場（立川市） 中継機器を備えた議場（青梅市）
第Ⅱ章－６	２　具体的な機能 ⑶　議会機能 ②フレキシブルな対応	 可動式間仕切りの会派室（福生市） 議場を活用したコンサート（流山市）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－７	２　具体的な機能 ⑷　駐車場・駐輪場 ①来庁者駐車場	 絵記号を使った表示（妙高市） 絵記号を使った表示（妙高市）
第Ⅱ章－７	２　具体的な機能 ⑷　駐車場・駐輪場 ②駐輪場	 ラック付きの駐輪場（立川駅）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－８	２　具体的な機能 ⑸　防災拠点機能 ①高水準の耐震性能 「免震構造」	

	耐震	制震	免震
イメージ	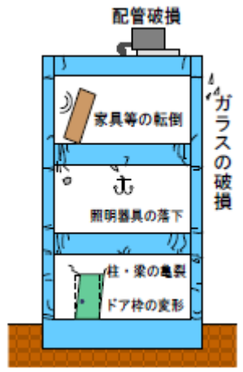	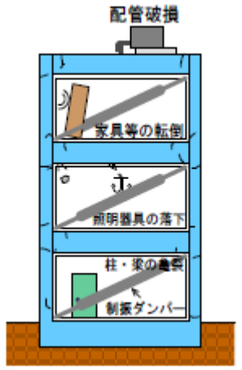	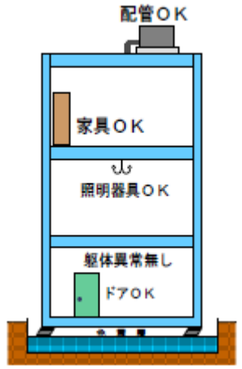
家具転倒	高い	高い	低い
食器・ガラス類の飛散	高い	高い	低い
家電製品の転倒・破損	高い	高い	低い
躯体損傷	高い	低い	極めて低い
建物の揺れ方	建物のゆれは、上に行くほど大きく	上階ほど揺れは抑えられるが、地表面よりは小さくならない	建物は地面より小さな揺れ
構造のイメージ	揺れの増幅はあるが、建物の倒壊は防げる	揺れの増幅をなくし、建物の倒壊・損壊を防ぐ	揺れを吸収し、建物、什器、人の安全を確保

免震構造（妙高市）

免震構造（妙高市）

免震構造（妙高市）

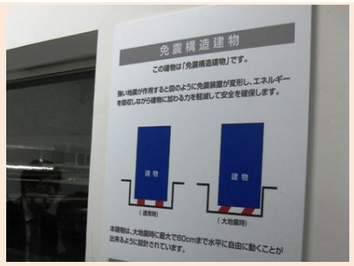

免震構造の説明板（青梅市）

基 本 計 画 掲 載 参 考 資 料 （ 案 ）

章	語　　句	内　　容
第Ⅱ章－８	２　具体的な機能 ⑸　防災拠点機能 ②災害対策本部	 情報システムを配備した災害対策本部室（立川市） 大型の非常用発電装置（香川県）
第Ⅱ章－９	２　具体的な機能 ⑹市民機能 ①協働の拠点	 NPO 活動情報コーナー（新宿区） 行政資料閲覧室（立川市）
第Ⅱ章－９	２　具体的な機能 ⑹市民機能 ②市民の交流や憩いの場	 広くゆったりした市民ホール（青梅市） 市民ホールに隣接した喫茶コーナー（立川市）